

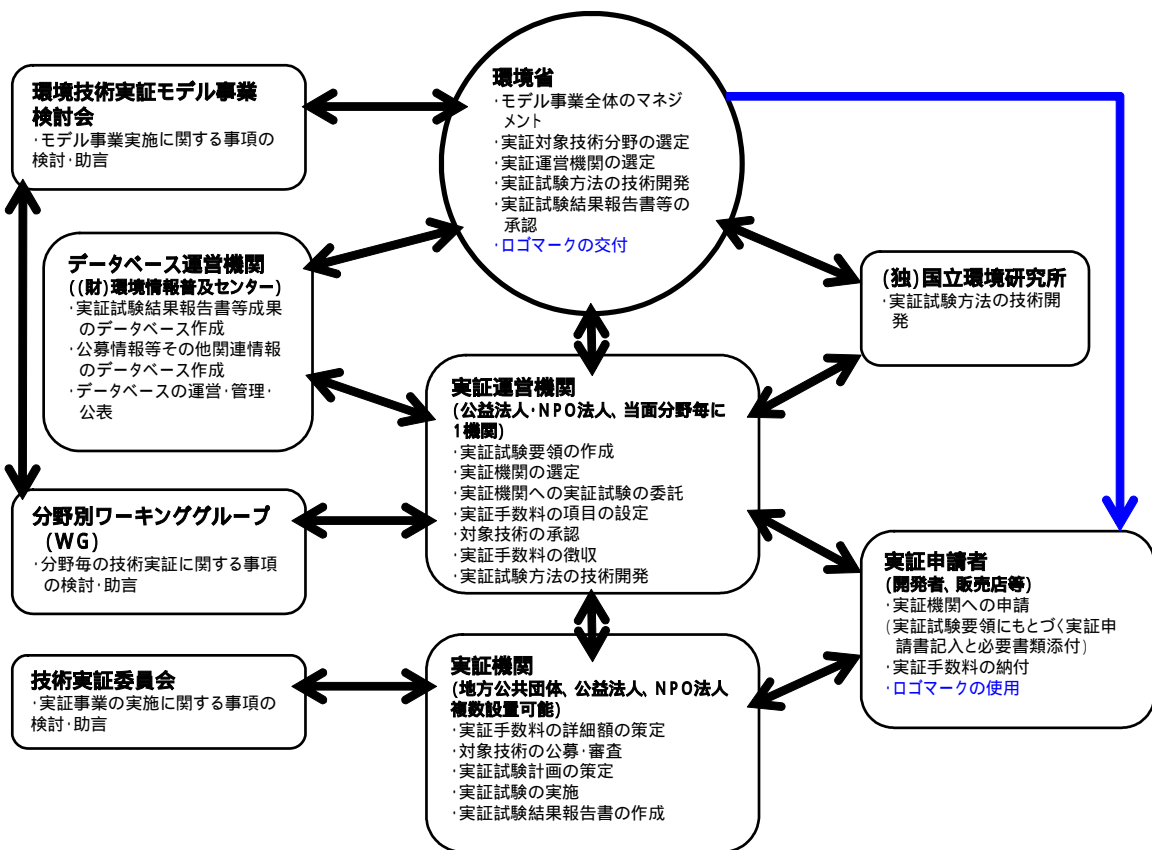
酸化エチレン処理技術分野及び VOC 処理技術分野（ジクロロメタン等有機性塩素系脱脂剤
処理技術）の実証試験の今後の進め方について

1. 手数料徴収体制への移行について

平成 17 年度「環境技術実証モデル事業実施要領」（参考資料 2）において、酸化エチレン処理技術分野は、実証申請者から手数料を徴収する体制に移行する（以下、「手数料徴収体制」とされました。これによって、「実証運営機関」が実施体制の中に新しく追加され、手数料項目の設定及び実証申請者からの徴収を行なうこととなりました。手数料徴収体制における実施体制図及び事業の流れは次の通りとなっています。

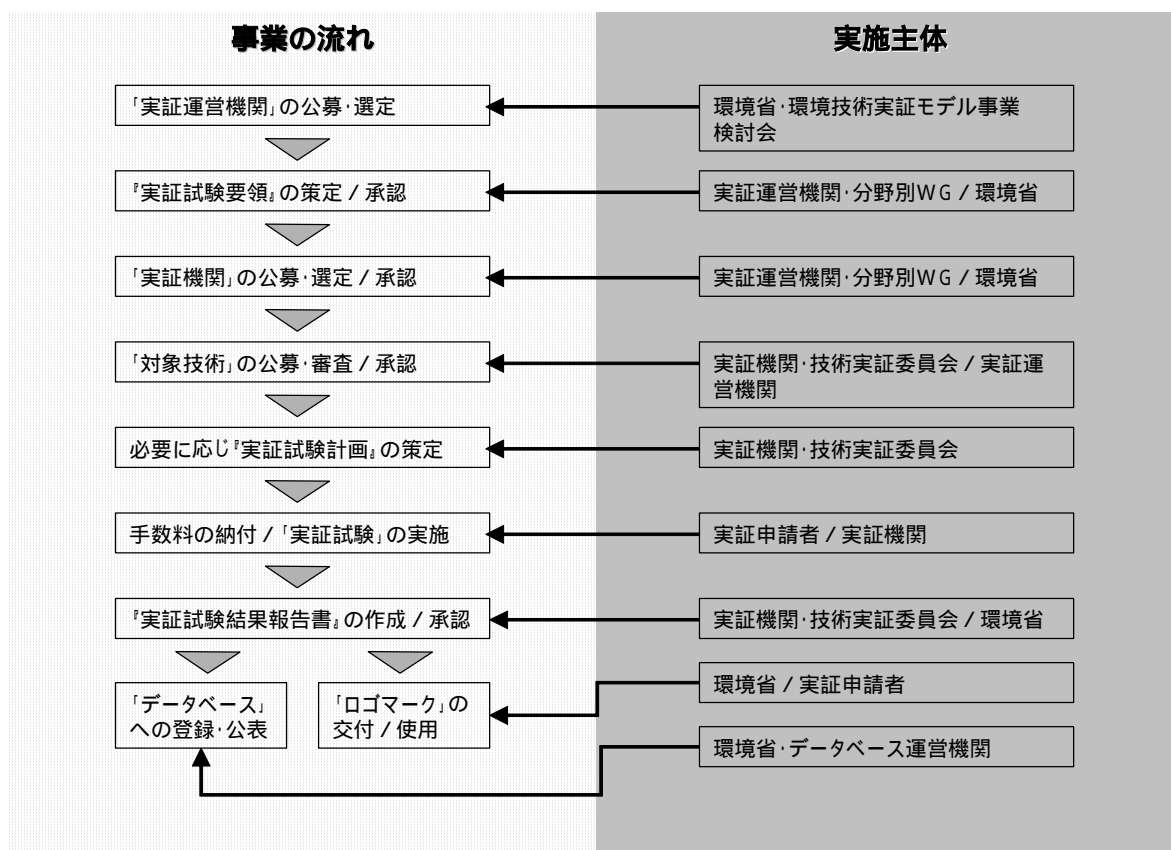
なお、VOC 処理技術分野（ジクロロメタン等有機性塩素系脱脂剤処理技術）については、平成 18 年度より手数料徴収体制へ移行する予定です。

手数料徴収体制における実施体制



(注) 環境省の承認を得た上で、実施体制の一部を変更して事業を実施することもある。

手数料徴収体制における事業の流れ



2. 手数料項目に関する分科会の設置について

平成 17 年度環境技術実証モデル事業検討会における検討結果を踏まえ、VOC 処理技術に関する手数料項目や手数料徴収体制の詳細についての検討を進めるため、平成 17 年度は手数料項目に関する分科会を別途設けた上で、手数料に関する具体的な検討を行う予定です。

< 手数料項目に関する分科会における検討事項 >

実証申請者が負担する実証試験実費の項目について

(処理原理に応じた金額の変動、技術実証の申請件数の多寡による手数料の変動の回避方法 (試験装置等高額な固定費の費用分担の考え方) 等を含む)

手数料徴収体制の詳細について

(実証技術の公募及び実証試験実施の過程における手数料金額の提示、徴収等の具体的方法を含む)

3. 平成17年度における酸化エチレン処理技術分野の実証試験について

酸化エチレン処理技術分野では、手数料徴収体制への移行に際し、高額な試験装置による固定費の費用負担の考え方等、技術分野固有の課題が残されていることから、「平成17年度環境技術実証モデル事業実施要領」の規定により、平成17年度は手数料徴収体制の検討に専念することとし、実証機関の公募・選定、技術の公募は行なわない予定です。上述の手数料項目に関する分科会における検討を踏まえ、年度内に「酸化エチレン処理技術実証試験要領第3版」を策定し、平成18年度以降の手数料徴収体制の下での事業の実施に向けた準備を行ないます。

(平成17年度「環境技術実証モデル事業実施要領」序 総則 より抜粋)

4. 実施方法に関する特例措置

環境省は、国負担体制から手数料徴収体制への移行に際し、なお解決すべき課題がある等の場合には、当該技術分野の事業実施において、第2部の規定によらず、手数料徴収体制の確立を優先することができる。ただしその場合にも、第1部の体制を継続するのではなく、モデル事業検討会や分野別WGの助言を踏まえつつ最低限の確認試験を行う等、可及的速やかな手数料徴収体制を確立に努めることとする。＜この規定は、原則平成17年度限りの特例措置とする。＞

以上